

## 役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人東京メンタルヘルス・スクエア（以下「当 NPO 法人」という。）の役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この規程は、当 NPO 法人の役員（理事および監事）に対して適用する。

### (自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに他の法人の役員または使用人を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当 NPO 法人と役員との利益が相反する可能性がある場合に関しても前項と同様とする。

3 理事である事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを理事長に対して行うものとする。

### (定期申告)

第4条 役員は、毎年 6 月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

### (申告後の対応)

第5条 前 2 条の規定に基づく申告を受けた事務局長は申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合には理事長（但し、申告を行った者が理事長である場合はそれ以外の理事）と、監事である場合には他の監事または理事長とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当 NPO 法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

2 前項における適正化等措置とは、当 NPO 法人と役員との利益が相反する可能性がある団体とに関する議案の審議及び決議には参加しない等により利益相反を排除することをいう。

### (申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第 3 条又は第 4 条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

2025年2月10日制定